

## 小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例 及び小樽市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（原案の概要）

小樽市では、昭和43年に小樽市建築基準法施行条例（昭和43年小樽市条例第16号。以下「条例」という。）及び小樽市建築基準法施行細則（昭和43年小樽市規則第28号。以下「規則」という。）を制定しています。

小樽市における建築物の構造強度の基準については、建築基準法第40条の規定に基づき当該条例において必要な制限を付加しており、この度、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例及び規則の一部を改正します。

### ■条例改正の趣旨

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令172号）」により、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）が改正されました。

現行の建築物の構造強度の基準では、建築物の重量に基づく大まかな区分に応じて必要壁量や柱の小径を算定していますが、近年、木造建築物の仕様は多様化し、これまでよりも高い省エネ性能へのニーズが高まり、断熱材の増加や太陽光発電設備等の設置によって従来に比べて重量が大きくなってきています。

これらを踏まえ、木造建築物の仕様の現況に応じた算定方法への見直しがなされ、建築物の荷重の実態に応じて、国土交通省告示で定める算定式により、必要壁量及び柱の小径を算定するよう施行令が改正されました。

本市においては積雪寒冷地であることに配慮し、従前から条例において、木造建築物の必要壁量及び柱の小径の算定に積雪による影響を考慮していました。施行令の改正後も、引き続き積雪の影響を考慮するため、条例及び規則の改正を行います。

### ■条例改正の内容

#### (1) 木造建築物の必要壁量及び柱の小径の算定に「積雪荷重」を考慮します。

国土交通省告示で定める算定式における「固定荷重」及び「積載荷重」に、「積雪荷重」を加えることとします。

#### (2) 既存不適格建築物の増改築をする場合の制限の緩和

既存の建築物を増改築する場合、建築物の既存部分について、構造耐力上の影響がないときは、「積雪荷重」の付加は適用しないこととします。

#### (3) 経過措置

施行の日から起算して1年を経過する日までに工事に着手する一定の建築物で改正前の施行令の規定が適用される場合は、改正前の条例の規定を適用することとします。

### ■施行期日

令和7年4月1日（予定）

※建築基準法施行令及び国土交通省告示の施行日と同日